

道からの報告の求めに応じなかった事業者

平成 31 年 3 月 19 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して、排水管の洗浄及び修理の役務を提供している事業者が、北海道消費生活条例第 50 条第 1 項の規定に基づく報告の求めに応じなかったことから、その事業者名等を公表します。

1 経緯

道では、排水管の洗浄及び修理の役務提供を行う事業者に対して、北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号。以下「条例」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 2 月 8 日付けで同年 2 月 22 日を期限として報告を求めたが、事業者からは、期限までに報告がなかった。

このことから、事業者が道からの報告の求めに応じなかった旨のほか、事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者苦情相談の概要を公表する。

2 公表する根拠

条例第 51 条第 1 項

3 事業者の概要

- (1) 商号 合同会社鷺田商事
- (2) 代表者 代表社員 ^{わした ひでと} 鷺田 秀人
- (3) 所在地 札幌市厚別区厚別中央 3 条 4 丁目 14-7
- (4) 業態 訪問販売（排水管の洗浄及び修理等）

4 事業者に報告を求めた事項

- (1) 事業者の概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、財務状況等）
- (2) 事業の概要（取り扱い商品、役務の種類・内容等）
- (3) 契約書面の交付状況、契約・解約実績、勧誘・販売方法、宣伝・広告方法等

5 道内における消費者苦情相談の概要

胆振東部地震発生後、「緊急の排水管メンテナンスのお知らせ」というチラシが消費者の自宅に投函され、「排水管に破損等の問題が発生している可能性が非常に高いので、早急に点検清掃をするよう勧める」と記載されているが、事業者を信用できるか、といった相談や、排水管の工事の契約を締結したが、事業者から契約書を受け取っていない、といった相談がある。

お問い合わせ先
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（4） 消費者を威迫して困惑させ、不安にさせ、若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（5） 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。